

## 登録販売者試験の実施について（公告）

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成26年5月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 試験日時

平成26年9月12日（金）

午前10時00分から午後3時30分まで

### 2 試験会場

新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学 総合教育研究棟

### 3 試験方法、試験科目及び問題数

試験の方法は筆記試験とし、試験科目及び問題数は次のとおりとする。

試験科目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事に関する法規と制度	20問
医薬品の適正使用と安全対策	20問

### 4 受験資格

試験を受けようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

イ 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

ウ 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者

エ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

オ 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

カ アからオまでに掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たりこれらの者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

### 5 受験手続

#### (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台帳に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

オ 受験資格を有することを証する書類（氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なる場合には、戸籍謄本又は抄本（発行後6か月以内のもの）を添付すること。）

#### (2) 受験手数料

15,000円を新潟県収入証紙により納付する（新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。）。

#### (3) 受験願書の受付期間

平成26年6月16日（月）から7月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、7月11日（金）の消印まで有効とする。

#### (4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所

### 6 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票（はがき）を受験者あてに送付する。

## 7 合格発表及び合格通知書の交付

### (1) 合格発表

平成26年10月17日（金）午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所及び県のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/>）において合格者の受験番号を発表する。

### (2) 合格通知書の交付

合格通知書は、平成26年10月17日（金）に合格者全員に郵送する。

## 8 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示（簡易開示）請求があつた場合、次により開示する。

### (1) 開示する項目

科目別得点及び総合得点

### (2) 開示請求の受付期間

平成26年10月17日（金）から11月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

### (3) 開示請求の場所

受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部医務薬事課

## 9 その他

(1) 受験願書等の用紙は、平成26年6月6日（金）から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締め切りは7月4日（金）までの必着分とする。

(2) 一旦納付した手数料は、返還しない。

(3) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。

(4) 試験を受けようとする者が、提出書類に関し、虚偽又は不正の事実がある場合には、試験を受験することができない。

(5) 試験に合格した者において、虚偽若しくは不正の方法により受験したこと又は試験に際して不正の行為を行つたことが明らかになったときは、試験の合格を取り消す。

(6) 試験についての問い合わせは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所にすること。